

竹富町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策一覧

- 1 保育料の免除（4月、5月、6月、7月分）
内容：保育所の臨時休所により、子どもの世話のために休暇等をとることで、収入が減少した保護者の経済的負担軽減のために、保育料（4月～7月分）を全額免除する。
- 2 町内小中学校給食費1学期間の免除
内容：収入が減少した保護者の経済的負担軽減のために、給食費を1学期分（4月～7月分）を全額免除する。
- 3 幼稚園預かり保育副食費の免除（おやつ代・教材費）
内容：収入が減少した保護者の経済的負担軽減のために、保育副食費（おやつ代・教材費）の全額免除する。
- 4 水道料金、下水道料金支払期限の延長（4月分、5月分それぞれ3ヶ月間延長）
内容：一時的に水道料金、下水道料金の支払いが困難となった個人、法人すべてに水道料金と下水道料金の4月分と5月分の支払期限をそれぞれ3ヶ月延長する。
- 5 軽自動車税の納期限延長（5/1～5/31を8/31まで延長）
内容：納期限までに納付を行うことが困難な状況が想定されるため、納期限の5/1～5/31を8/31まで延長する。
- 6 町内港ターミナルテナント利用料金減免（4月、5月分）
内容：観光客の減に伴い、収益も減少していることに鑑み、港湾ターミナル内で営業している事業所へ、施設利用料（4月、5月分）を減免する。
- 7 町有地貸付料金の支払猶予（5月末を6月末まで）
内容：収入の減少等により、生活が困窮する町有地借地者へ、5/31納付期限を6/30まで猶予する。
- 8 消防団特別補償制度の創設
内容：消防団員の既存補償費に上乗せする休業補償・配偶者補償
- 9 竹富町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業（町内事業者に対する）
内容：新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策のため、4月17日から5月6日までの全期間、営業自粛の措置を講じる事業者に対して、協力金10万円～30万円を給付する。